

平成22年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員



監査第 60 号  
平成23年 10 月 31日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 森 本 雅 太

平成22年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の  
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成22年度  
志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見  
を提出する。

## 凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。  
したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - “ △ ” …… マイナス（－）、減少、低下
  - “ — ” …… 該当数値なし、算出不能なもの
  - “ 0.0% ” …… 0または単位未満のもの

# 平成22年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

## 審査の概要

### 1. 審査の対象

- (1) 平成22年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成22年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成22年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成22年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

### 2. 審査の期間

平成23年9月30日から平成23年10月31日

### 3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

### 4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

### 5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成22年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 4,675,000 円に対し、歳入決算額 4,671,795 円で歳出決算額は 4,121,358 円となり、歳入歳出差引額は 550,437 円となった。

南張財産区は予算現額 602,000 円に対し、歳入決算額 532,493 円で歳出決算額は 360,201 円となり、歳入歳出差引額は 172,292 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 2,377,000 円に対し、歳入決算額 2,162,008 円で歳出決算額は 2,029,334 円となり、歳入歳出差引額は 132,674 円となった。

迫子財産区は予算現額 2,537,000 円に対し、歳入決算額 2,395,968 円で歳出決算額 2,355,496 円となり、歳入歳出差引額は 40,472 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B/A)	歳出決算額 (D)	執行率 (D/A)	歳入歳出差引額 (B-D)
浜 島	4,675,000	4,671,795	99.9	4,121,358	88.2	550,437
南 張	602,000	532,493	88.5	360,201	59.8	172,292
塩 屋	2,377,000	2,162,008	91.0	2,029,334	85.4	132,674
迫 子	2,537,000	2,395,968	94.4	2,355,496	92.8	40,472

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
22	4,675,000	43,215,372	4,671,795	35,524,077	3,019,500	99.9	10.8
21	2,938,000	39,191,657	3,667,580	0	35,524,077	124.8	9.4
差引増減	1,737,000	4,023,715	1,004,215	35,524,077	△32,504,577		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,621,630	34.7	1,800,188	49.1	△178,558	△9.9
繰越金	1,550,165	33.2	167,392	4.6	1,382,773	826.1
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,500,000	32.1	1,700,000	46.3	△200,000	△11.8
歳入合計	4,671,795	100.0	3,667,580	100.0	1,004,215	27.4

浜島財産区の主な歳入は、財産収入、繰越金、基金からの繰入金となっている。その状況については、予算現額 4,675,000 円に対し収入済額は 4,671,795 円となり、収入率は 99.9%で 3,205 円の減となっている。繰入金は減ったものの繰越金の増により、前年度の収入済額と比較すると 1,004,215 円(27.4%)の増となっている。

また、調定額 43,215,372 円に対する収入率は 10.8%となり、収入未済額は 3,019,500 円となっている。不納欠損額 35,524,077 円は、地方自治法及び志摩市税等不納欠損処分取扱規程に基づき処分されたものである。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
22	602,000	532,493	532,493	0	0	88.5	100.0
21	2,700,000	911,966	911,966	0	0	33.8	100.0
差引増減	△2,098,000	△379,473	△379,473	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	181,970	34.2	279,921	30.7	△97,951	△35.0
繰越金	150,523	28.3	132,045	14.5	18,478	14.0
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	200,000	37.5	500,000	54.8	△300,000	△60.0
歳入合計	532,493	100.0	911,966	100.0	△379,473	△41.6

南張財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 602,000 円に対し収入済額は 532,493 円となり、収入率は 88.5%で 69,507 円の減となっている。また、前年度の収入済額と比較すると 379,473 円(41.6%)の減となっている。

また、調定額 532,493 円に対する収入率は 100.0%となっている。

### 3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
22	2,377,000	2,162,008	2,162,008	0	0	91.0	100.0
21	2,544,000	2,175,899	2,175,899	0	0	85.5	100.0
差引増減	△ 167,000	△ 13,891	△ 13,891	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	211,878	9.8	387,278	17.8	△175,400	△45.3
繰越金	50,130	2.3	188,621	8.7	△138,491	△73.4
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,900,000	87.9	1,600,000	73.5	300,000	18.8
歳入合計	2,162,008	100.0	2,175,899	100.0	△13,891	△0.6

塩屋財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,377,000 円に対し収入済額は 2,162,008 円となり、収入率は 91.0%で 214,992 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 13,891 円(0.6%)の減となっている。

また、調定額 2,162,008 円に対する収入率は 100.0%となっている。

#### 4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
22	2,537,000	2,395,968	2,395,968	0	0	94.4	100.0
21	3,480,000	3,194,177	3,194,177	0	0	91.8	100.0
差引増減	△943,000	△798,209	△798,209	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	937,425	39.1	1,523,372	47.7	△585,947	△38.5
繰越金	258,543	10.8	212,805	6.7	45,738	21.5
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	-
繰入金	1,200,000	50.1	1,458,000	45.6	△258,000	△17.7
歳入合計	2,395,968	100.0	3,194,177	100.0	△798,209	△25.0

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,537,000 円に対し収入済額は 2,395,968 円となり、収入率 94.4%で 141,032 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 798,209 円(25.0%)の減となっている。これは、財産収入と繰入金が減ったことによるものである。

また、調定額 2,395,968 円に対する収入率は 100.0%となっている。

#### (2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

#### 別表 3

#### 1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
22	4,675,000	4,121,358	0	553,642	88.2
21	2,938,000	2,117,415	0	820,585	72.1
差引増減	1,737,000	2,003,943	0	△266,943	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,349,154	32.7	1,369,325	64.7	△20,171	△1.5
総務費	2,242,846	54.4	668,090	31.5	△1,574,756	△235.7
諸支出金	529,358	12.9	80,000	3.8	449,358	561.7
予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	4,121,358	100.0	2,117,415	100.0	2,003,943	94.6

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 4,675,000 円に対し支出済額は 4,121,358 円で、執行率は 88.2%となっている。

総務費のうち区用地除草委託料と基金積立金が増加しており、諸支出金では、一般会計繰出金が増加している。また、前年度の支出済額と比較すると、2,003,943 円(94.6%)の増となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
22	602,000	360,201	0	241,799	59.8
21	2,700,000	761,443	0	1,938,557	28.2
差引増減	△2,098,000	△401,242	0	△1,696,758	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	206,489	57.3	161,107	21.1	45,382	28.2
総務費	86,712	24.1	183,337	24.1	△96,625	△52.7
諸支出金	67,000	18.6	416,999	54.8	△349,999	△83.9
予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	360,201	100.0	761,443	100.0	△401,242	△52.7

南張財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 602,000 円に対し支出済額は 360,201 円で、執行率は 59.8% となっている。

総務費のうち基金積立金が減少しており、諸支出金では一般会計繰出金が減となっている。前年度の支出済額と比較すると、401,242 円 (52.7%) の減となっている。

### 3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
22	2,377,000	2,029,334	0	347,666	85.4
21	2,544,000	2,125,769	0	418,231	83.6
差引増減	△167,000	△96,435	0	△70,565	

#### 款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	194,676	9.6	251,271	11.8	△56,595	△22.5
総 務 費	1,768,658	87.2	1,808,498	85.1	△39,840	△2.2
諸支出金	66,000	3.2	66,000	3.1	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	-
歳出合計	2,029,334	100.0	2,125,769	100.0	△96,435	△4.5

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,377,000 円に対し支出済額は 2,029,334 円で、執行率は 85.4%となっている。

議会費のうち報酬等と基金積立金が減少している。前年度の支出済額と比較すると、96,435 円 (4.5%) の減となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
22	2,537,000	2,355,496	0	181,504	92.8
21	3,480,000	2,935,634	0	544,366	84.4
差引増減	△943,000	△580,138	0	△362,862	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	22年度		21年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,960,518	83.2	1,964,360	66.9	△3,842	△0.2
総 務 費	307,978	13.1	884,274	30.1	△576,296	△65.2
諸支出金	87,000	3.7	87,000	3.0	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,355,496	100.0	2,935,634	100.0	△580,138	△19.8

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,537,000 円に対し支出済額は 2,355,496 円で、執行率は 92.8%となっている。

総務費のうち基金積立金が減少しており、前年度の支出済額と比較すると 580,138 円(19.8%)の減となっている。

## 7. 財産の状況

各財産区の平成22年度における財産の状況は次のとおりである。

### (1) 土地

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,025,773	319,442	1,969,414	3,525,042
決算年度中増減高	0	350	0	0	350
決算年度末残高	210,413	1,026,123	319,442	1,969,414	3,525,392

※ 決算年度中増減高は、課税台帳再確認により修正した数値である。

### (2) 建 物

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

### (3) 基 金（財政調整基金）

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	77,917,868	52,747,283	104,186,943	295,088,973	529,941,067
決算年度中増減高	△270,340	△121,000	△1,741,657	△903,575	△3,036,572
決算年度末残高	77,647,528	52,626,283	102,445,286	294,185,398	526,904,495

※ 浜島財産区については、保有株式 3,520 株 176,000 円を含む。

## む す び

以上が平成22年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

今年度は、浜島財産区において、懸案事項であった土地貸付収入未済額について不納欠損処理を行なったことは評価する。

しかし、不納欠損処理は、すでに発生した債権の回収ができないことが明確な場合に止むを得ず行なう会計処理であって、事前に回収不能になることが明らかな地代については、地代の発生自体を止めることが重要である。

そこで、浜島財産区の土地貸付については、地代が発生しても回収できないことが明らかであるから、新たな地代発生を防止するために、地上権設定契約を速やかに解除することを求めるものである。

なお、財産の管理、処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に十分配慮されるとともに、その趣旨である地域住民の福祉増進の達成に向けて、今後とも適正な事業執行に努められたい。

また、基金については、確実かつ有効な運用に留意するとともに金融情勢を的確に把握し、適切な公金管理に努めることを併せて要望する。